

平成 30 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 シーズメン
代表者名 代表取締役社長 三河 宏彰
(J A S D A Q ・ コード 3083)
問合せ先 経理情報システム課長 保住 光良
(TEL 03-5623-3781)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 25 日開催の当社第 29 期定時株主総会の委任を受け、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

II 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社シーズメン第 3 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。また、当社が、新株予約権の割当の日（以下「割当日」という）以降、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の総数

1,300 個

4. 新株予約権の割当てを受ける者および割当数

当社取締役2名に1,300個。

5. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会の定めるところにより割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

その結果、割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた853円となりました。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

7. 新株予約権の割当日

平成30年7月11日

8. 新株予約権の行使期間

平成32年7月12日から平成40年7月11日までとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

12. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の 50%（1 円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 新株予約権者が、上記(6)に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

13. 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

[ご参考]

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 30 年 4 月 26 日
2. 定時株主総会の決議日 平成 30 年 5 月 25 日

以 上